平成２９年（フ）第６８３号
川崎市多摩区生田１丁目19番20―401号　エクセラン　ポアール
債務者　足立加代子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７０９号
川崎市高津区坂戸３丁目10番５―303号　市営住宅
債務者　小林　公子（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７９号
静岡県沼津市西島町13番３号　斉藤ハイツ中２Ｆ西
債務者　野村　廣子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６１号
三重県松阪市久保町783番地１　グランホワイエシャトレＡ101、前住所三重県松阪市垣鼻町1638番地127
債務者　堀口　直樹
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１０７６号
京都府城陽市平川広田５番地の18
債務者　岩本　兼廣
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９０号
京都市伏見区深草柴田屋敷町17番地、住民票上の住所京都市伏見区深草新門丈町180番地
債務者　小林　博美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９１号
滋賀県東近江市中小路町648―５　ドリームハイツ６号館203、住民票上の住所京都市伏見区深草柴田屋敷町17番地
債務者　中尾千津子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９１８号
堺市南区茶山台３丁22番10―905号
債務者　足立　武子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７０号
高知市横浜新町１丁目301番地　横浜第二団地Ｎ―804
債務者　前川　八郎
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４２３号
熊本市東区東本町21番１―701号　東本町団地
債務者　三好　教文
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４９号
群馬県太田市矢場新町144番地　矢場市営住宅2105号
債務者　中村　法子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４１号
千葉県鴨川市坂東345番地６　旭日ホームＤ号
債務者　嶋津　　武
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第４００号
愛知県知立市八橋町源田谷６番地１　レジデンス都築103号
債務者　森藤　一子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９１２号
大阪市浪速区恵美須西２丁目14番21―309号
債務者　佐野由布子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９９９号
大阪市城東区放出西２丁目11番６号
債務者　野中　照之
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２７７号
大阪市北区本庄西２丁目10番９号　ハイム由本　５Ｃ号室
債務者　大崎　智貴
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２８９号
大阪市東住吉区鷹合３丁目９番30号
債務者　柿元　正光
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部